



大阪大学北米地区同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪大学北米地区同窓会(Osaka University North American Alumni Association)と称する。

(目的)

第2条 本会は、互助協力の精神に則り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(実施事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 会報等の発行
- (3) 総会、講演会等の実施
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会に事務局を置き、その住所は次のとおりとする。

120 Montgomery St., Suite 1270, San Francisco, CA 94104, USA
Phone: 415-296-8561 Fax: 415-296-8676 Email: info@osaka-u-sf.org

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、原則として北米地区に在住する又は在住した次の会員をもって組織する。

- (1) 大阪大学に在学した者又は在学中の者(交換留学生等を含む。)
- (2) 大阪大学に教職員・研究者等として在職した者又は在職中の者(非常勤職員等を含む。)
- (3) その他幹事会が承認した者。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 監査 若干名

2 会長は、幹事の互選により選任する。

3 幹事は、総会で選任する。

4 副会長、会計及び監査は、会長が幹事のうちから指名し、幹事会の承認を得るものとする。

(名誉会長、顧問)

第7条 本会に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長が会員のうちから指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、原則として次の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第9条

1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長の要請に基づき、会長の業務を代行する。

(会計の職務)

第10条 会計は、本会の資産を管理し、金銭の収支、予算、決算の作成その他会計に関する事項を処理する。

(監査の職務)

第11条 監査は、本会の会計を監査する。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、幹事会及び総会とする。

(幹事会)

第13条

1 幹事会は、幹事で組織し、重要な会務を審議する。

2 会長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(総会)

第14条

1 総会は、原則として1年に1回開くものとする。ただし、必要がある時は、臨時に開くことができる。

2 前項の総会は、会長が招集し、その議長を務める。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画

- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改正
- (4) 幹事の選任
- (5) その他幹事会が必要と認めた事項

(総会の議事)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
ただし、会則の改正は、出席会員の3分の2以上をもって決する。

第5章 会計

(収支)

第17条 本会の収支は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入及び支出
- (4) その他の収入及び支出

(会費)

第18条

- 1 会員は、原則として会費を本会に納入しなければならない。
- 2 会費の額及び徴収方法は、幹事会が別に定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第6章 支部等

(支部)

第20条 本会は、その目的を達成するため支部を設けることができる。

(支部の設置)

第21条 支部を設置する場合は、原則として幹事会において審議する。

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て別に定める。

附 則

この会則は、2006年1月7日から施行する。